令和８年第４回教育委員会臨時会日程

１　日　　時　　令和８年９月１５日（火）午前９時

２　場　　所　　朝霞市役所　５０１会議室

３　出 席 者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	髙橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

４　説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	堀川政昭
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	渡邉雄
学校教育部参事兼教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	西島和秀
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔

５　議事日程

（１）開会宣言	
（２）会議録署名委員の指名	
（３）教育長の報告	別紙のとおり
（４）市長からの意見聴取	別紙のとおり
（５）議案の審議	別紙のとおり
（６）その他	
（７）閉会宣言	

（別紙）

◎ 教育長報告事項
① 専決処理について （朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）

◎ 市長からの意見聴取
議案第４９号 令和８年度（２０２６年度）朝霞市一般会計補正予算
（第３号）＜教育委員会関係分＞について

◎ 提出議案
議案第５０号 令和９年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて

議案第４９号

令和８年度（２０２６年度）朝霞市一般会計補正予算（第３号）
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められた令和８年度（２０２６年度）朝霞市一般会計補正予算（第３号）＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和８年９月１５日提出

朝霞市教育委員会教育長　二　見　隆　久

令和８年度（２０２６年度）朝霞市一般会計補正予算（第３号）＜教育委員会関係分＞

歳　入

（款）　16　国庫支出金　　（項）　02　国庫補助金

（単位　：　千円）

目	補正前の額	補正額	計
05 教育費国庫補助金	479,311	35,736	515,047

節 区分	節 金額	説明	
02 小学校費補助金	27,412	05　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	27,412
03 中学校費補助金	8,324	04　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	8,324

（款）　20　繰入金　　（項）　02　基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
01 財政調整基金繰入金	331,380	△ 3,536	327,844
03 公共施設マネジメント基金繰入金	181,676	4,370	186,046

節 区分	節 金額	説明	
01 財政調整基金繰入金	△ 3,536	01　財政調整基金繰入金	△ 3,536
01 公共施設マネジメント基金繰入金	4,370	01　公共施設マネジメント基金繰入金	4,370

（款）　23　市債　　（項）　01　市債

目	補正前の額	補正額	計
05 教育債	669,600	△ 19,200	650,400

節 区分	節 金額	説明	
01 小学校債	△ 24,700	01　小学校コンピュータ整備事業債	△ 24,700
02 中学校債	△ 7,500	01　中学校コンピュータ整備事業債	△ 7,500
03 社会教育債	13,000	01　中央公民館施設改修事業債	13,000

歳　出

（款）　10 教育費　（項）　02 小学校費　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01 学校管理費	1,580,143		1,580,143	27,412	△24,700		△2,712			
				27,412	△24,700		△2,712			○小学校コンピュータ整備事業（教育総務課）
計	1,696,041		1,696,041	27,412	△24,700		△2,712			

（款）　10 教育費　（項）　03 中学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01 学校管理費	538,476		538,476	8,324	△7,500		△824			
				8,324	△7,500		△824			○中学校コンピュータ整備事業（教育総務課）
計	647,381		647,381	8,324	△7,500		△824			

（款）　10 教育費　（項）　05 社会教育費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
05 公民館費	609,710	17,370	627,080		13,000	4,370		14 工事請負費	17,370		
					13,000	4,370				○施設改修事業（中央公民館）	17,370
										14　工事請負費	**17,370**
										55　中央公民館施設改修工事	17,370
計	1,352,719	17,370	1,370,089		13,000	4,370					

継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	05 社会教育費	中央公民館施設改修事業	486,541	令和７年度（２０２５年度）	163,591	503,911	令和７年度（２０２５年度）	163,591
				令和８年度（２０２６年度）	322,950		令和８年度（２０２６年度）	340,320

地　方　債　補　正

変　更

起　債　の　目　的	補正前				補正後			
	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円				千円			
小学校コンピュータ整備事業	294,300	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者と協定するものによる。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	269,600	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者と協定するものによる。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校コンピュータ整備事業	89,200				81,700			
中央公民館施設改修事業	17,800				30,800			

議案第５０号

令和９年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１項第４号の規定により、令和９年度当初朝霞市教職員人事異動方針を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和８年９月１５日提出

朝霞市教育委員会教育長　二　見　隆　久

令和９年度当初朝霞市教職員人事異動方針

朝霞市教育委員会

令和９年度当初朝霞市教職員人事異動方針は、埼玉県教育委員会の異動方針に即するものとするが、実施に当たっては、特に下記事項に配慮する。

記

１　各学校の気風を刷新し、充実した教育活動の推進を図るため、適材を適時に適所に配置し、積極的な人事異動を行う。

２　学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮するとともに各学校の活力を高め、教職員組織の充実を図るように努める。

３　同一校における勤続７年以上の者の計画的・積極的な人事異動を行う。

４　新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、早期に多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後３年以上６年以内に異動を行う。その際、市町村間異動を原則とする。

５　役職定年後の教職員及び再任用職員については、その豊かな経験が生かされ、各学校の調和のとれた学校運営に資するよう、適切な配置に努める。

６　女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用、適切な配置に努める。

７　障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

教県第４３７号
令和８年８月１９日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各県立学校長
各教育事務所長
様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和９年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、関係各機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

担当　県立学校人事課教員人事担当
電話　０４８（８３０）６７３８

令和９年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和９年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和８年８月１９日

埼玉県教育委員会

令和９年度当初教職員人事異動方針

１　基本方針

「第４期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

(1)　本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
(2)　本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
(3)　教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
(4)　本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
(5)　新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
(6)　役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
(7)　女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
(8)　障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

２　転任・転補

(1)　魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
(2)　人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
(3)　教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

(4)　学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
(5)　校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

３　登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

４　人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

教小第２７６号
令和８年８月１９日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長
様

埼玉県教育委員会教育長

令和９年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和９年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和９年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和９年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和９年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１　基本方針関係

(1) 新規採用教職員

新規採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立って行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

２　転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア　同一校在職３年未満の者

イ　産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ　休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後６年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職１０年以内に異動を行う。

特に、７年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
　特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
　また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
(13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
　また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
(14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
(15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
(16) 小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
(17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
(18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
(19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
(20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3　登用関係
(1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
　その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
(2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
　その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
　なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4　人事交流関係
　国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5　その他
(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
(2) 退職
ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
　令和８年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。
　なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和８年１２月８日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。